

海区漁場計画の変更に伴う意見公募について（概要）

1. 概要

- 海面における養殖業は、区画漁業権に基づくものでなければ営むことはできません（漁業法第68条）。
- また、漁業権の内容は、都道府県知事が定める海区漁場計画において決定されているため、新規設定や変更を加える場合は、計画を変更する必要があります。
- そして、海区漁場計画を変更するときは、漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聞く必要があります（漁業法第64条）。
- 今回、漁業権の区域の変更及び新たに養殖業を営みたいという漁業者からの要望を受け、海区漁場計画を変更し、区画漁業権の変更及び新規設定を行うものです。

2. 計画変更の内容

- 新規：4件、変更：2件
(内訳)

区分	漁場計画番号	漁業の名称(主な魚種)	漁場の位置
新規	区第 3340 号	貝類養殖業（かき）	佐伯市大字護江彦島の地先
新規	区第 4621 号	貝類養殖業（真珠母貝）	佐伯市蒲江大字丸市尾浦の地先
新規	区第 4643 号	貝類養殖業（かき）	佐伯市蒲江大字森崎浦の地先
新規	区第 4690 号	真珠養殖業（真珠）	佐伯市蒲江大字丸市尾浦の地先
変更	区第 1110 号	藻類養殖業（ひじき）	国東市安岐町塩屋の地先
変更	区第 4632 号	魚類養殖業（たい等）	佐伯市蒲江大字丸市尾浦の地先